

【史料紹介】

「正徳三年 本石灰町中検地新水帳」について

松井 洋子

ここに紹介する「正徳三年 本石灰町中検地新水帳」〔寄託〕¹（二三四）は、現在までに確認できた本石灰町乙名本山家文書のうち、年代が明らかなく最も古いものになる。寸法縦三〇cm、横二二・五cm、墨付九丁の縦帳で、末尾に乙名による署名と捺印があり、同じ印が表紙綴目にも押されている。正徳三年（一七一三）段階では乙名は嶋谷佐賀右衛門である。この「検地新水帳」には本山姓は見られず、本山家はまだ本石灰町には家屋敷を所持していない。同家が乙名を勤めることになった際に基本的な台帳として前任者から引き継がれてきたものであろう。

同町には、これ以外に「検地」や「水帳」に関わる史料が残っていないが、他の町の史料なども用いながら、この「検地新水帳」とその記述について若干の検討を加えたい。

一、延宝四年の検地と水帳

正徳三年五月作成のこの水帳の冒頭に示されているのは、「延宝四辰年改」の間数と箇所数である。この延宝四年（一六七六）の改めについては、『長崎県史 対外交渉編』（以下『県史』）が、「寛宝日記」をもとに外町に検地の結果「箇所」を設定したことを述べ、また「長崎古今集覽」を典拠に同年に設定された五町組に水帳作成を命じたことを指摘している。³ 延宝四年の検地に言及した史料を確認しておこう。

① 「寛宝日記」⁴

右同（延宝四年）辰五月十五日外町家々裏表之間御打せ被成候、御檢使ニ与力同心年寄衆耆人、常行司耆人、町まへ散使日々二御出被成御打せ被成候、則表口四間、入拾五間ヲ耆ケ所ニ相究被成候、地領過不及之所も御座候事

② 「長崎根元記」⁵

外町地子銀並唐人屋鋪地子之事

一 外町五十四丁之地子銀、末次平藏支配之時分迄は、三十八貫八百五十匁一分五厘七毛上納。延宝四辰年平藏流罪之後、奉行半込忠左衛門外町中地子銀遂吟味、四十七貫四十八匁五分七厘に被相究、同巳年上納。翌午年三年以前之辰年新築地赦免有之地に地子を被懸加候て、地子銀總高五十貫目に定る。延宝六午年より毎年五十貫目宛上納仕候。又元禄九子年東浜町・東籠町両所へ築地有之、此地子八十七匁九分一厘二毛相加、都合五十貫八十七匁九分一厘二毛上納之。（後略）

『県史』では引用されていないが、「長崎古今集覽」には「長崎実記」「長崎拾芥」から②とほぼ同文が記された後、明和二年（一七六五）に著者が奉行所で見た水帳の奥書とされる以下の文言が書き留められている。

③ 「長崎古今集覽」⁶

外町地子銀

（中略）

今度外町中御奉行附被仰付難有奉存候、地子銀増上納仕度旨町中之者共奉願候処二間高御改御僉議之上、地子銀銘々相応ニ御定、五町組ニ水帳被仰付、乙名共仕上候帳面、私共念ヲ入吟味

仕候処、毛頭相違無御座候、為其奥印仕差上候

町年寄 高木彦右衛門
 同 後藤総左衛門
 同 高嶋四郎兵衛
 同 高木清右衛門
 常行事 薬師寺宇右衛門
 同 小柳太兵衛

(後略)

これらによれば、外町では、末次平蔵の代官罷免を機に外町の支配が長崎奉行に移った延宝四年に、間数を改め水帳を作成することが命じられ、箇所数が定められたこと、また、この時の検地の数字をもとに、外町全体の地子銀の総額が五〇貫目と決められたことがわかる。各町での地子の賦課については、享和二年(一八〇二)の「長崎市中明細帳」によれば「右者外町五拾壹町并出嶋町丸山町寄合町御地子銀合五拾貫九拾目相納 但表口壹間奥入町並二而壹匁厘余方八匁四分余迄所二より高下有之御地子銀相納」とされ、表間口を基準にしつつも高下があったようである。

長崎市中の「検地」や「水帳」と名の付く史料は、管見の限りでは「本石灰町中検地新水帳」(A)も含め、表1に示した七点が確認できる。書式や記載内容はそれぞれ異なるが、共通する一区画ごとの記載事項は、箇所数・表間数・入間数・所持者名であり、おそらくこれが水帳の記述の原型であろうと推測される。いずれも、農村の検地帳のような地字や番号など、実際の区画を特定する記述はない。

七点のうちAと「桶屋町水帳控」(E)、「平戸町水帳」(F)、「平戸町」水帳控」(G)は、地子について全く言及がない。他は各区

	文書名	年代	所蔵	各区画についての記載事項
A	本石灰町中検地新水帳	正徳3年	本山家文書 史料編纂所寄託分 234	箇所数・表間数・入間数・所持者名
B	万屋町検地水帳	安永7年以降	歴文博 B)14 453-3	箇所数・表間数・入間数・所持者名
C	北馬町御地子銀并水帳	安永9年	歴文博 B)14 381-4	箇所数・表間数・入間数・地子銀・口銀・所持者名
D	桶屋町新検地并地子銀帳	延宝6年午4月	歴文博 藤家文書ト 14 204	箇所数・表間数・入間数・地子銀・所持者名
E	桶屋町水帳控	享保19年寅6月	歴文博 藤家文書ト 13 91	箇所数・表間数・入間数・所持者名
F	平戸町水帳	江戸後期	九州大学記録資料館 松本文庫 96	箇所数・表間数・入間数(両端)・裏間数・所持者名
G	[平戸町]水帳控	享保19年寅7月	九州大学記録資料館 松本文庫 97	箇所数・表間数・入間数・所持者名

【表1】長崎市中の検地・水帳

画についての地子銀額、あるいは合計の間数に対する地子総額が記されている。そのうち延宝六年四月桶屋町の「桶屋町新検地并地子銀帳」(D)は、延宝四年作成の水帳をもとに各区画の地子を確定するものであったと考えられる。

本石灰町で、延宝四年の検地を踏まえて正徳三年にAが作成された理由は明らかではない。内町である平戸町に、同じ正徳三年五月二三日改めの「平戸町家軒明細帳」が存在することから、内町外町全体で調査が行なわれた可能性があり、二八町分が残る「正徳年間町絵図」の作成との関連も考えられる。

その後の本石灰町の地所は、享和二年「長崎市中明細帳」では坪数三、三二八坪壹合余とされ、表2に示すように享保期以降に築地、空地、潟地などの名目で若干の増加があったことがわかる。町方掛作成の明治初年の「肥前國長崎市中新田検地帳」¹⁰では本石灰町の坪数は三、三二五坪三合となっており、享和二年以降は大きな変化はなかったとみられる。

二、本石灰町の町屋敷と箇所

長崎においては、町屋敷の標準的な面積単位とされる「箇所」が、公役の負担単位であり、利銀配分の単位となっていた。実際に地面の一区画ごとに「箇所」として認定した「実箇所」と、地面はなく利銀配分のために設定された架空の「増箇所」があり、その合計から各町の乙名・日行使及び町年寄等上級の地役人の所持する箇所が諸役を免除される「御免箇所」を引いたものが、各町の箇所数ということになる。¹¹

「本石灰町中検地新水帳」においては、六八箇所から「乙名屋鋪諸役御免許」二箇所と「日行使屋鋪」の一箇所を引いた六五箇

		坪数 3318.1 坪余	地子銀 875.15 匁
延享四卯年方	内箇所除	32.24 坪	28.171 匁
享保十一午年方 宝暦二申年方 延享五辰年方 宝暦四戌年方 宝暦四戌年方 安永七戌年方 明和九辰年方	外二割出地	448 坪	134.4 匁
	築地	205 坪	205 匁
	空地	76.5 坪	76.5 匁
	潟地	35 坪	35 匁
	踏出し拝領地	33 坪	33 匁
	架造	19.5 坪	19.5 匁
	同	9.35 坪	6.545 匁
	川岸架造	10.5 坪	10.5 匁

【表2】本石灰町の坪数の増加（享和二年「市中明細帳」より）

所が「定役」とされている（各屋敷地に付された箇所数の合計は六五・九九となる）。一方、末尾には「本石灰町箇所除屋鋪」として表間数五間三尺分、さらに「新地箇所除」として「間数合四拾間」が記されている。各区画の具体的記述を示したのが表3である。

その後の箇所数については、「明和五年十二月ヶ所割引方覚帳」(寄託【七五】)、安永九年の「子正月方同十二月迄月々町遣方勘定帳」(寄託【二一六】、天明六年、寛政八年の「月々町遣方勘定帳」(県所蔵【一四一・二七一・五一一】)、¹²「天保十三寅十二月勘定小前帳」(寄託【五〇】)ではいずれも箇所銀割渡の基準は七〇箇所、乙名日行使の免許分を引いた六七箇所が諸負担の箇所割の対象となっている。六五箇所から六七箇所への増加の時期は未詳である。

所持者名	箇所	表間数	入間数	所持者名	箇所	表間数	入間数
松田金兵衛	1	2間1尺7寸	13間3尺3寸	河内屋勘右衛門	1	4間0尺0寸	13間2尺4寸
松田金兵衛	1	2間0尺2寸	13間3尺2寸	河内屋勘右衛門	1	4間1尺7寸	13間0尺1寸
新開半右衛門	2	8間4尺6寸	16間3尺6寸	河内屋勘右衛門	0.5	2間0尺2寸	19間5尺5寸
新開半右衛門	1	2間0尺0寸	11間2尺8寸	河内屋勘右衛門	0.5	2間0尺2寸	19間5尺5寸
平山久左衛門	1	2間0尺8寸	09間3尺6寸	河内屋勘右衛門	0.5	2間0尺0寸5歩	19間5尺5寸
荒木惣兵衛	1	2間0尺8寸	16間0尺5寸	河内屋太兵衛	1	7間0尺5寸	18間3尺0寸
松尾昌廣	1	3間0尺3寸	16間0尺5寸	河内屋半兵衛	1	2間3尺9寸	17間0尺0寸
松尾昌廣	1	2間0尺4寸	16間0尺5寸	今村次左衛門	0.5	2間0尺7寸	14間2尺0寸
松尾猪平次	1	2間6尺3寸	13間0尺0寸	中村清五郎	0.5	3間0尺5寸	16間5尺3寸
柳屋久之丞	1	2間6尺1寸	15間5尺5寸	中村利兵衛	2	6間3尺0寸	14間5尺5寸
柳屋権左衛門	1	4間1尺8寸	18間4尺5寸	万屋徳左衛門	1	1間5尺8寸	18間3尺0寸
柳屋道翠	1	3間6尺2寸	15間1尺0寸	磯邊勘八	1	2間1尺7寸	17間5尺3寸
後藤平七	1	1間6尺2寸	14間4尺4寸	高村忠兵衛	1	3間3尺2寸	15間5尺2寸
後藤孫右衛門	1	3間3尺0寸	13間2尺4寸	高村忠兵衛	1	2間2尺0寸	12間0尺0寸
後藤孫右衛門	1	8間1尺5寸	13間3尺5寸	竹内伊右衛門	0.5	3間0尺5寸	16間5尺3寸
阿部仲兵衛	1	1間6尺2寸	14間5尺2寸	久米弥十郎	1	4間0尺9寸	15間0尺0寸
山田意伯	1	2間0尺0寸	14間2尺4寸	きち	1	2間0尺8寸	15間0尺6寸
寺野喜右衛門	1	2間0尺7寸	14間3尺9寸	きち	1	3間0尺0寸	17間1尺7寸
村屋市三郎	1	3間5尺9寸	15間2尺5寸	坂戸太賀之助	2	4間1尺7寸	12間0尺0寸
稲荷宮 金剛院	0.6	2間7寸4分	17間2尺5寸	老岐屋甚助	1	6間4尺1寸	12間0尺0寸
吉嶋又七郎	0.4	1間2尺6寸6歩	17間2尺5寸	大嶋徳左衛門	0.5	2間0尺0寸5歩	19間5尺5寸
牛嶋藤次平	1	3間3尺6寸	12間5尺7寸	弦屋万吉	1	4間0尺9寸	18間3尺5寸
牛嶋藤次平	1	5間0尺5寸	13間0尺0寸	吉川平兵衛	1	2間0尺6寸	18間5尺0寸
秀 頼	1	3間2尺0寸	13間0尺5寸	堺屋勘左衛門	1	2間1尺9寸	20間0尺0寸
泉屋善七	1	3間1尺3寸	13間5尺6寸	勝野八五郎	1	9間0尺7寸	18間3尺0寸
泉屋善七	1	3間1尺2寸	13間1尺5寸	町屋舗	1	2間3尺0寸	04間0尺6寸
泉屋清兵衛	1	2間6尺4寸	13間4尺4寸				
木寺六左衛門	1	3間0尺3寸	13間0尺5寸	瀬戸利左エ門	ヶ所除	3間3尺0寸	2間0尺0寸
田平市郎兵衛	1	3間0尺5寸	13間0尺1寸	はる	ヶ所除	2間0尺0寸	13間0尺5寸
平田惣兵衛	0.33	2間0尺0寸	06間半				
山下甚兵衛	0.33	2間0尺0寸	06間0尺0寸	平井紋九郎	新地ヶ所除	2間0尺0寸	12間2尺0寸
木原与次右衛門	0.33	2間0尺0寸	06間半	弦屋万吉	新地ヶ所除	2間0尺0寸	12間2尺0寸
大町次郎左衛門	2	6間0尺8寸	13間1尺6寸	川崎五平次	新地ヶ所除	2間0尺0寸	12間0尺0寸
大町次郎左衛門	1	5間5尺4寸	20間5尺0寸	竹中利兵衛	新地ヶ所除	2間0尺0寸	13間0尺0寸
嶋谷佐賀右衛門	1	4間1尺8寸	13間2尺8寸	小森又次郎	新地ヶ所除	4間0尺0寸	13間4尺0寸
八尾源六	1	4間1尺3寸	13間0尺0寸	小森又次郎	新地ヶ所除	4間0尺0寸	13間2尺0寸
久野猶右衛門	1	3間0尺3寸	13間0尺0寸	松浦小左衛門	新地ヶ所除	4間0尺0寸	12間5尺0寸
久野猶右衛門	0.5	2間0尺7寸	14間2尺1寸	油屋弥右衛門	新地ヶ所除	2間0尺0寸	12間0尺0寸
倉成久兵衛	1	2間3尺9寸	13間1尺6寸	平井重太郎	新地ヶ所除	2間0尺0寸	11間5尺3寸
倉成久兵衛	1	2間3尺9寸	13間1尺7寸	平田惣兵衛	新地ヶ所除	2間0尺0寸	09間半
津田次右衛門	1	3間2尺5寸	13間2尺0寸	中山次郎左衛	新地ヶ所除	2間0尺0寸	09間半
轟田市之助	1	2間0尺2寸	13間1尺8寸	松浦弥三郎	新地ヶ所除	4間0尺0寸	09間1尺2寸
柴山理左衛門	2	5間0尺5寸	13間4尺4寸	貞住代太郎	新地ヶ所除	4間0尺0寸	09間0尺0寸
				山崎次郎左衛門	新地ヶ所除	4間0尺0寸	09間0尺0寸

・区画の配列は、原文書での初出順に、同姓・同屋号の所持者は並べて示した。(箇所除は別とした。)

【表3】「本石灰町中検地新水帳」の各区画の間数と所持者

前掲史料①は、箇所の基準となる面積として「表口四間、入拾五間」をあげているが、「惣町明細帳諸雜記」の「巷ヶ所間口凡式間程方式拾間位迄所ニ寄広狭有之、尤間口広狭に不拘、古来方地面ニヶ所数相定居」という記述にもみられるように、実際の箇所の設定はこの標準に沿ったものとは言い難いようである。この水帳では二箇所と算定されているのは四区画、半箇所が八区画、六歩四歩各一区画、三合三夕が三区画、残りの五二区画は一箇所とされている。

一箇所の表間数の最大値は九間七寸、最小値は一間五尺八寸、奥行の最大値二〇間、最小値は九間三尺六寸となる（いずれも町屋舗の表二間三尺奥行四間六寸を除く）。地形や道との関わりにより一区画の縦横はまちまちであるにせよ、最小の表一間六尺二寸奥行一四間四尺四寸と最大の表九間七寸奥行一八間三尺では面積には一〇倍以上の開きがあり、面積を考慮した設定というよりは、基本的には既存の一区画を一箇所としたものと推測される。

表3に見るように、正徳三年（一七一三）の箇所持は五三人、町屋舗が一区画、箇所除の地所を持つ者が一五人となる（内二人は箇所持でもある）。所持箇所数は最高が三・五箇所で一人、三箇所が二人、二箇所が一〇人、一箇所が三一人となっている。その後の変化を見ると、五三人のうち、同姓・同屋号が安永九年（一七八〇）まで本石灰町で箇所持として続いていたのは一〇姓程であり、七〇年程の間かなりの入れ替わりが生じている。箇所銀や宿町被下銀など六七箇所への配分から箇所持数と所持箇所数の変遷を表4に示した。一箇所を所持する者は減少し、半箇所が増え、また箇所持数は減少する。一方、何人かが六箇所以上を持ち、その所持箇所数はしばしば変化することが見て取れる。

なお、箇所持以外の住民の世帯を示す竈の数については、安永九

年「本石灰町竈拝領銀割渡帳」（寄託 一二二）では三五四竈（箇所除家持一八、家代一二、借屋三三四）、寛政七年（一七九五）「本石灰町竈拝領銀割渡帳」（寄託 一九）では三二六竈（箇所除家持一六、家代七、借屋三〇三）となっている。町全体の住民構成とその変遷については、天保期のものが残る「本石灰町宗旨改帳」も含め、さらなる検討が必要である。

以上概略を見てきたが、「本石灰町中検地新水帳」は、一八世紀初めの本石灰町の土地と住民の様子を知ることができる数少ない史料の一つである。今後の研究への活用を期待したい。

所持箇所数	箇所持人数		
	①安永9	②寛政8	③文化1
13.5	0	1	0
13	0	0	1
10.5	1	0	0
8.4	1	0	0
8	0	0	1
7	0	1	0
6.4	0	1	0
6	2	1	1
3.5	1	0	1
3	0	1	2
2.5	0	0	1
2	2	3	2
1.5	1	0	1
1.4	0	0	1
1.2	1	1	1
1	19	18	14
0.8	1	1	1
0.6	1	1	1
0.5	11	9	9
人数計	41	38	37
箇所数計	67	67	67

- ①子正月方同十二月迄月々町遣方勘定帳（寄託 216）
- ②卯四番船宿町雑用勘定帳 控（寄託 2-1）
- ③子四番船宿町雑用勘定帳 控（寄託 3）

【表4】箇所持人数と所持箇所数

（東京大学史料編纂所教授）

- 1 以下、本冊収載の「本山家文書目録」に含まれる史料については、**【収蔵機関略称】**と資料番号で示す。
- 2 明暦二年（一六五六）には、乙名として大窪太左衛門の名が見られ（『長崎御役所留』（内閣文庫所蔵）上）、延宝四年五町組設定の際の乙名は嶋田次右衛門であった（『従寛文七年至延宝八年御書付之写』長崎歴史文化博物館（以下歴史博）収蔵 県図一三―二九―一）。その後、一七四〇年代には藤田氏が乙名を勤めており（**【県所蔵】**テ一四―一七一、**【同】**一四―二七〇―一三）、乙名として本山氏の名が確認されるのは、宝暦四年（一七五四）、重兵衛の時からである（**【県所蔵】**テ一七一―五二）。
- 3 長崎県史編纂委員会編『長崎県史 対外交渉編』（吉川弘文館一九八六年）三六一頁、四二七頁。
- 4 森永種夫・越中哲也校著『寛宝日記と犯科帳』（『長崎文献叢書』第二集第五巻、長崎文献社 一九七七年）。
- 5 『長崎根元記』（『海表叢書』巻四、一九二八年）。『長崎根元記』及び『長崎拾芥』『長崎実記』などの旧記類の相互関係と位置づけについては、木崎弘美「長崎旧記類の変遷―『長崎根元記』を中心として―」（同『近世外交史料と国際関係』（吉川弘文館二〇〇五年）第四章（初出『長崎談叢』第八七輯 一九九八年）を参照。
- 6 松浦東溪著・森永種夫訂『長崎古今集覧』（『長崎文献叢書』第二集第二―三巻、長崎文献社 一九七六年）
- 7 「長崎市中明細帳 享和二年 内町 外町」（歴史博収蔵 県図一三―八二―二―一、二）。
- 8 九州大学記録資料館所蔵 松木文庫二七〇。
- 9 歴史博収蔵 長崎市立博物館所蔵資料 図一六―四三。残念ながら本石灰町の絵図は残っていないようである。なお、安永二年巳十月「平戸町間数帳」（松木文庫 九五）の表紙には、「安永九年子八月御代官所方町絵図并水帳差出候様被仰渡ニ付差上候控ニ相成」との書き込みがある。B・Cの存在から安永九年にも他の町でも水帳・町絵図の提出が命じられた可能性があるが、後考に俟ちたい。
- 10 「肥前國長崎市中新田検地帳」（歴史博収蔵 市博三一〇―一七六）。
- 11 『県史』三五五―三六二頁。利銀配分については中村質「近世長崎における貿易利銀の個別配当」（『九州文化史研究所紀要』第一七号 一九七二年）に詳細な分析がある。
- 12 「文政六年申正月改 惣町明細帳諸雑記」（歴史博収蔵 渡辺文庫へ一三―一九六）。





【凡例】

- ・文字及び行の配置は原文にならった。
- ・漢字の字体は原文通りとしたが、変体がなについてはひらがなに改めた。
- ・丁の表裏の冒頭に「1オ」「1ウ」のかたちで丁数を示した。
- ・直接書き込まれた訂正については、取り消し線で示し、右側に訂正後の文字を記した。
- ・所持者の変更を示すと思われる二〇枚ほどの付箋があるが、すべてが外れて当該の見開き頁に挟まれている状態であるため、見開き頁の翻刻の末尾に【〇ウ〇オ付箋】として翻刻した。
- ・欄外上部に記載がある場合は、その場所に「」を付して記した。

〔表紙〕

正徳三年

本石灰町中檢地新水帳

巳五月

乙名

嶋谷佐賀右衛門

〔本文1才〕

本石灰町

延宝四辰年御改

一間數合式百式拾六間式尺式寸 此ヶ所六拾八ヶ所

内

八間 式ヶ所 是八乙名屋鋪諸公役御免許

四間 壹ヶ所 是八日行使屋鋪右同斷

式百拾四間式尺式寸 六拾五ヶ所 是八定役

〔1ウ〕

壹ヶ所

一表式間壹尺七寸

入拾間三尺三寸

松田金兵衛

壹ヶ所

一表式間式寸

入拾間三尺式寸

右同人

壹ヶ所

一表式間

入拾壹間式尺八寸

新開半右衛門

式ヶ所

一表八間四尺六寸

入拾六間三尺六寸

右同人

壹ヶ所

一表式間八寸

入九間三尺九寸

平山久左衛門

壹ヶ所

一表式間八寸

入拾六間五寸

荒木惣兵衛

〔2才〕

壹ヶ所

一表三間三寸

入拾六間五寸

松尾昌廣

壹ヶ所

一表式間四寸

入拾六間五寸

右同人

壹ヶ所

一表式間六尺壹寸

入拾五間五尺五寸

柳屋久之丞

壹ヶ所

一表三間六尺式寸

入拾五間壹尺

柳屋道翠

壹ヶ所

一表壹間六尺式寸

入拾四間四尺四寸

後藤平七

壹ヶ所

一表壹間六尺式寸

入拾四間五尺式寸

阿部仲兵衛

〔1ウ2才付箋〕

壹ヶ所

一表式間

入拾壹間式尺八寸

金崎惣五郎

式ヶ所

一表八間四尺六寸

入拾六間三尺六寸

新開半右衛門

平山久兵衛

〔2ウ〕

壱ヶ所 一表弐間 入拾四間二尺四寸 山田意伯

壱ヶ所 一表弐間七寸 入拾四間三尺九寸 寺野喜右衛門

壱ヶ所 一表三間五尺九寸 入拾五間弐尺五寸 村屋市三郎

六歩 一表弐間七寸四歩 入拾七間弐尺五寸 稻荷宮 金剛院

四歩 一表壱間弐尺六寸六歩 入拾七間弐尺五寸 吉嶋又七郎

壱ヶ所 一表三間三尺六寸 入拾弐間五尺七寸 牛嶋 荒木藤次平

〔3才〕 壱ヶ所 一表三間弐尺 入拾三間五寸 秀 頓

壱ヶ所 一表三間壱尺三寸 入拾三間五尺六寸 泉屋善七

〔善〕 壱ヶ所 一表三間壱尺弐寸 入拾三間壱尺五寸 右同人

壱ヶ所 一表三間三寸 入拾三間五寸 木寺六左衛門

壱ヶ所 一表三間五寸 入拾三間壱寸 田平市郎兵衛

三合三夕 一表弐間 入六間半 平田惣兵衛

〔2ウ3才付箋〕

吉嶋初之助 山田道盛

三合三夕 一表弐間 入六間 山下甚兵衛

三合三夕 一表弐間 入六間半 木原与次右衛門

弐ヶ所 一表六間八寸 入拾三間壱尺六寸 大町次郎左衛門

壱ヶ所 一表四間壱尺八寸 入拾三間弐尺八寸 嶋谷佐賀右衛門

壱ヶ所 一表四間壱尺三寸 入拾三間 八尾源六

壱ヶ所 一表五間五寸 入拾三間 牛嶋久次郎 藤次平

〔4才〕 壱ヶ所 一表弐間六尺三寸 入拾三間 松尾主右衛門 猪平次

壱ヶ所 一表三間七寸 入拾三間 久野猶右衛門

壱ヶ所 一表弐間三尺九寸 入拾三間壱尺六寸 倉成久兵衛

壱ヶ所 一表弐間三尺九寸 入拾三間壱尺六寸 右同人

壱ヶ所 一表三間弐尺五寸 入拾三間弐尺 津田次右衛門

壹ヶ所
一表貳間貳寸
入拾三間壹尺八寸
鶴田市之助

【3ウ4才付箋】

右同人
山田次右衛門

大育寺
深見長三郎

平田惣兵衛

鶴田伊助

壹ヶ所 申九月朔日ニ乙名与頭立合間敷改
一表三間四寸 入拾三間壹尺六寸 松本久四郎
壹ヶ所
一表三間四寸 入右同断 深見新次郎

〔4ウ〕

壹ヶ所
一表貳間六尺四寸
入拾三間四尺四寸 泉屋清兵衛

貳ヶ所
一表五間五寸
入拾三間四尺四寸 柴山理左衛門

壹ヶ所
一表貳間三尺
入拾三間貳尺四寸 後藤孫右衛門

壹ヶ所
一表四間
入拾五間貳尺四寸 河内屋勘右衛門

半ヶ所
一表四間壹尺七寸
入拾三間壹寸 右同人

半ヶ所
一表貳間七寸
入拾四間貳尺 今村次左衛門

〔5才〕

半ヶ所
一表貳間七寸
入拾四間貳尺 久野猶右衛門

壹ヶ所
一表八間壹尺五寸
入拾三間三尺五寸 後藤孫右衛門

壹ヶ所
一表五間五尺四寸
入貳拾間五尺 大町次郎左衛門

壹ヶ所
一表四間壹尺八寸
入拾八間四尺五寸 柳屋権左衛門

壹ヶ所
一表壹間五尺八寸
入拾八間三尺 万屋徳左衛門

壹ヶ所
一表貳間壹尺七寸
入拾七間五尺三寸 磯邊勘八

【4ウ5才付箋】

右同人
今村金生衛門

佐藤久右衛門

〔5ウ〕
壹ヶ所
一表貳間三尺九寸
入拾七間 河内屋毒生衛門

半ヶ所
一表三間五寸
入拾六間五尺三寸 中村清五郎

半ヶ所
一表三間五寸
入拾六間五尺三寸 竹内伊右衛門

壹ヶ所
一表三間三尺貳寸
入拾五間五尺貳寸 高村忠兵衛

壹ヶ所 入拾五間 久米弥十郎

壹ヶ所 一表貳間八寸 入拾五間六寸 きち

〔6才〕

貳ヶ所 一表六間三尺 入南拾四間五尺五寸 中村利兵衛

北拾貳間

貳ヶ所 一表四間壹尺七寸 入拾貳間 坂戸太賀之助

壹ヶ所 一表貳間貳尺 入拾貳間 高村忠兵衛

壹ヶ所 一表六間四尺壹寸 入拾貳間 壹岐屋甚助

壹ヶ所 一表三間 入拾七間壹尺七寸 きち

壹ヶ所 一表四間九寸 入拾八間三尺五寸 弦屋万吉

〔5ウ6才付箋〕

油屋七兵衛

生田甚三郎

森下屋甚右衛門
竹内伊兵衛

〔6ウ〕

半ヶ所 一表貳間貳寸 入拾九間五尺五寸 河内屋勘右衛門

半ヶ所 一表貳間貳寸 入拾九間五尺五寸 右同人

半ヶ所 一表貳間五歩 入拾九間五尺五寸 右同人

半ヶ所 一表貳間五歩 入拾九間五尺五寸 大嶋徳左衛門

壹ヶ所 一表貳間六寸 入拾八間五尺 吉川平兵衛

壹ヶ所 一表貳間壹尺九寸 入貳拾間 堺屋勘左衛門

〔7才〕

壹ヶ所 一表七間五寸 入拾八間三尺 河内屋久四郎

壹ヶ所 一表九間七寸 入拾八間三尺 勝野八五郎
能美惣次郎

壹ヶ所 一表貳間三尺 入四間六寸 町屋鋪

壹ヶ所 一表貳間八寸五歩 入拾貳間 尾崎吉兵衛

壹ヶ所 一表貳間八寸五歩 入同 山田忠藏
忠兵衛

壹ヶ所

外二

〔7ウ〕

本石灰町ケ所除屋鋪

一間数五間三尺

内

〔〇〕一表三間三尺

入式間

〔〇〕一表式間

入拾三間五寸

ノ

瀬戸利左衛門
はる

〔8才〕

新地ケ所除

一間数合四拾間

内

〔正〕一表式間

入拾式間式尺

〔正〕一表式間

入拾式間式尺

一表式間

入拾式間

平井紋九郎

弦屋万吉

川崎五平次

〔7ウ8才付箋〕

瀬戸佐平次

平井善右衛門後家

〔8ウ〕

一表式間

入拾三間

一表四間

入拾三間四尺

一表四間

入拾三間式尺

一表四間

入拾式間五尺

一表式間

入拾式間

一表式間

入拾壹間五尺三寸

竹中利兵衛

小森又次郎

右同人

松浦小左衛門

油屋弥右衛門 後家

平井重太郎

〔9才〕

一表式間

入九間半

一表式間

入九間半

一表四間

入九間壹尺式寸

一表四間

入九間

一表四間

入九間

〔8ウ9才付箋〕

松浦小左衛門後家

中山吉之助

平井重太郎

平田惣兵衛

中山次郎左衛門

松浦弥三郎

貞住代太郎

山崎次郎左衛門

〔9ウ〕

正徳三年 巳五月

本石灰町乙名

嶋谷佐賀右衛門

㊦

〔9ウ10才付箋〕

地子銀書付なし
間数本帳卜不同 追而改